子ども若者はぐくみ局

事剂	事務事業名		多様な保育等の提供		
予	算	額	402,692 千円	新規・充実・継続の別	充実
担	当	課	幼保総合支援室(251-2390)		

[事業実施に至る経過・背景など]

近年、共働き世帯が増加するとともに、保護者の就労形態が多様化する中、病児・病後児保育や一時的な保育など、多様な保育サービスが求められている。

本市では、子育て支援の充実に向けた様々な支援を行っており、令和3年度は、国の動向等も踏まえ、更なる保育サービスの充実に向けて、病児・病後児保育事業(※1)、一時預かり事業(※2)について、受入体制の充実を図る。

- ※1 病児・病後児保育事業・・・子どもが病気中または病気回復期に自宅での保育や集団 保育が困難な場合、医療機関において行われる一時的な保育
- ※2 一時預かり事業
 - ・ 一般型・・・保護者の疾病・入院や出産などによる一時的な保育, リフレッシュの ための一時的な保育
 - ・ 幼稚園型 I ・・・幼稚園等が主に在籍園児を対象に、教育時間の前後等に行う一時的な保育(預かり保育)

[事業概要]

1 病児・病後児保育事業

子育てと就労を両立できる環境整備に向け、<u>令和3年度については</u>、新たに伏見区に1施設(特定医療法人桃仁会病院、定員3名)を開設する。

2 一時預かり事業

障害のあるお子さんや多胎児の子育て家庭において、育児疲れ等による心理的・身体的負担の軽減を図るために、国において加算制度が設けられたことを踏まえ、<u>以下の要件を満たした施設に対して、事業を実施するために必要な費用の一部を支給する。</u>

- ① 障害児の受入れに当たり、職員配置基準に基づく職員配置を上回る保育士等を配置した場合(一般型及び幼稚園型 I:1人あたり日額3,600円の増額)
- ② 多胎児の受入れに当たり、事業の受入定員を超えて当該児童を受け入れる場合において、職員配置基準に基づく職員配置を上回る保育士等を配置する場合(一般型:1人あたり日額3,600円)※②は一般型のみ

[参 考(他都市の状況・事業効果など)]

病児・病後児保育実施施設数

令和2年度:11施設(受入枠54名分)

令和3年度:12施設(受入枠57名分)(予定)

一時預かり事業実施施設(令和3年1月末時点)

一般型: 5 9 施設 幼稚園型 I: 1 2 施設

子ども若者はぐくみ局

事系	事務事業名		保育所等待機児童の解消		
予	算	額	611,700 千円	新規・充実・継続の別	新規
担	当	課	幼保総合支援室(251-2390)		

[事業実施に至る経過・背景など]

京都市では、国の補助金を積極的に活用して、保育所の新設、施設の老朽化や耐震化対策を含む保育所等の増改築等を行い、児童の受入枠拡大を図ることで、年度当初における国定義での7年連続待機児童ゼロを達成し、全国トップ水準の取組を続けてきたところである。 今後も、市民の方に、"保育を利用しやすい"と実感いただける取組を推進していく。

[事業概要]

京都市はぐくみプランに基づき、令和4年度以降に向け、前年度からの継続分及び待機児 童ゼロの継続を図るために整備が必要な区域において、民間保育所等整備助成で225人分 (うち、令和4年4月開所95人分、令和5年4月開所130人分)の受入枠を拡大する。

【民間保育所等整備助成】

- 新設 1箇所分(実施箇所未定)
- 老朽改築及び定員増 6箇所分(うち実施箇所確定分2箇所(継続分))

施設名	所在地	定員
山ノ本保育園	南区上鳥羽山ノ本町	80人(20人増)
深草保育園	伏見区深草僧坊町	120人(30人増)

「参考(他都市の状況・事業効果など)]

- ・保育所等利用児童数の増加(平成20年度→令和2年度)5,467人の増加
- ・令和3年4月に向けた受入枠の拡大見込み(令和2年4月→令和3年4月) 348人分の拡大見込み

子ども若者はぐくみ局

事務事業名		業名	地域学童クラブにおける受入体制の充実		
予	算	額	126,591 千円	新規・充実・継続の別	充実
担	当	課	子ども若者未来部 育成推進課(746-7610)		

[事業実施に至る経過・背景など]

京都市では、昼間留守になる家庭の小学生の児童を、放課後に安全に保護し、かつ、健やかに育成するために、児童館・学童保育所等で学童クラブ事業を実施している。

児童館・学童保育所等においては、社会福祉法人等に委託のうえ、学童クラブ事業を実施しているが、学童クラブがない地域や、学童クラブ登録児童数が増加傾向にある地域においては、利用ニーズを見極めながら、学童クラブ事業を実施する団体に対して、「地域学童クラブ」として補助金(利用児童数や開設時間、職員の資格取得状及び経験年数等を踏まえ決定)を交付している。

「事業概要」

久世西小学校区には京都市久世西児童館があるが、以下のとおり登録児童が急増している。

<久世西小学校児童の学童クラブ登録状況(いずれも4月1日時点)>

- ·平成30年度 118名
- 令和元年度140名
- 令和2年度 180名

これを踏まえ、令和3年4月から新たに<u>久世西小学校区で学童クラブ事業を実施する団体</u>に対して、補助金を交付する。

これにより、地域学童クラブ(本市の補助金を受けて実施する学童クラブ事業)の実施箇所は15箇所から16箇所となる。

「参考(他都市の状況・事業効果など)]

子ども若者はぐくみ局

事系	事務事業名		民設学童保育所整備助成		
予	算	額	65,800 千円	新規・充実・継続の別	新規
担	当	課	子ども若者未来部 育成推進課(746-7610)		

[事業実施に至る経過・背景など]

京都市では、昼間留守になる家庭の小学生の児童を、放課後に安全に保護し、かつ、健やかに育成するために、児童館・学童保育所等で学童クラブ事業を実施している。

また、令和2年度を始期とする「京都市はぐくみプラン」においては、できる限り小学校の校内で実施場所を確保するなど、既存の施設や社会資源を最大限活用しながら、利用ニーズを見極め、全小学校区での学童クラブ機能の確保・維持に努めることとしている。

[事業概要]

朱雀第一小学校区については小学校区内に学童クラブ機能がなく、学童クラブ機能を必要とする児童は近隣小学校区の学童クラブ事業を利用している。

利用ニーズについては以下のとおり。

<朱雀第一小学校児童の学童クラブ登録状況(いずれも4月1日時点)>

- ·平成30年度 66名
- 令和元年度 79名
- · 令和2年度 98名

いずれの年度も、京都市御前児童館学童クラブ、洛中児童館学童クラブ、京都市壬生児童館学童クラブ、洛和御所南学童クラブを利用。

この状況を解消するため、国の子ども子育て支援整備交付金を活用し、地元の自治会館の 建替えに当たって併設される民設学童保育所の整備費用の一部を助成する(助成対象は民設 学童保育所を建設・運営する社会福祉法人)。

「参 考(他都市の状況・事業効果など)]

子ども若者はぐくみ局

事系	事務事業名		子育て支援短期利用事業の充実		
予	算	額	69,548 千円	新規・充実・継続の別	充実
担	当	課	子ども若者未来部 子ども家庭支援課(746-7625)		

[事業実施に至る経過・背景など]

子育て中の家庭において保護者が疾病、出産、冠婚葬祭、出張等で一時的に子どもの養育が困難となった場合や育児疲れのレスパイト(一時的な休息)として、児童養護施設等で児童を最大6泊7日まで預かり、養育する「ショートステイ事業」と、午後5時~午後10時の間で一時的に預かる「トワイライトステイ事業」を実施している。

本事業は、令和2年度を始期とする「京都市はぐくみプラン」において、実施箇所の拡充を図る等、取組を充実していくことを掲げ、令和2年度においては2箇所を拡充し、令和3年2月1日現在、市内にある児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等の合計15箇所で実施している。

一方で、市内において、事業を実施している施設の所在地に偏りがあることや、本体施設の入所者数が満員のため受入れが困難等のケースがあるため、本制度を必要とする世帯が利用しやすい事業となるよう、引き続き、児童養護施設等がない地域やニーズが高い地域における新規実施等を行い、潜在的なニーズの解消を行う必要がある。

[事業概要]

より身近に利用しやすい事業となるよう、令和3年度中に新たに2箇所で実施する。

[参考(他都市の状況・事業効果など)]

子ども若者はぐくみ局

事系	事務事業名		子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業の		
			充実		
予	算	額	226,936 千円	新規・充実・継続の別	充実
担	当	課	子ども若者未来部 育成推進課(746-7610)		

[事業実施に至る経過・背景など]

近年、家族規模の縮小や地域のつながりの希薄化などにより、特に在宅での子育てが中心となる乳幼児期の親子が孤立しやすい状況となっている。

これらの状況を受け、本市では、子育て中の親の負担感の軽減などを目的に、乳幼児を養育する親とその子が気軽に集い、子育ての悩みを話し合ったり、交流することができる場所として、つどいの広場事業を市内36箇所で実施している(令和3年2月1日時点)。

また、令和2年度を始期とする「京都市はぐくみプラン」においては、令和6年度までの間につどいの広場事業を少なくとも年間1箇所程度新規実施することで、乳幼児期の親子の孤立を防ぎ、子育ての楽しさを感じられる環境を充実していくこととしている。

[事業概要]

「京都市はぐくみプラン」に基づき、乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図るとともに、育児相談などを行い、地域の子育て家庭を支援する子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業を令和3年度中に新たに2箇所で実施する(実施箇所36箇所 \rightarrow 38箇所)。

具体的な実施箇所については調整中。

「参考(他都市の状況・事業効果など)]

子ども若者はぐくみ局

事系	事務事業名		産後ケア事業における利用者負担の軽減		
予	算	額	2,000 千円	新規・充実・継続の別	新規
担	当	課	子ども若者未来部 子ども家庭支援課(746-7625)		

[事業実施に至る経過・背景など]

本市では、母子健康手帳交付時から、妊娠・出産・育児期までの「切れ目のない支援」に 取り組んでおり、とりわけ出産直後は、母子ともに心身が最も不安定な状態にあることから、 支援が必要な産婦が、身近な地域で安心して育児を開始し、子どもが健やかに成長できるよ う、産婦への心身のケアや育児サポート等の支援等を行う産後ケア事業(京都市スマイルマ マ・ホッと事業)を実施している。

今般の新型コロナ禍において、妊婦が不安を抱えたまま分娩に至ることも多く、支援においても親族のサポートを前提とした母親支援が実現できなくなっている現状があることから、産後の不安を払拭し、産後うつを未然に防止する支援がとりわけ重要となってきている。

[事業概要]

母親の育児不安や負担感の軽減を目的として実施する本事業について、産後の支援を必要とする多くの方の利用を促進するため、利用料を一部助成する。

<内容>

産後ケア事業における1回分の利用料(自己負担額)について、<u>政令市で初めて</u>、 府市協調により全額公費負担する(市 1/2)。

(利用料:令和2年度現在)

階層区分	産後ショートステイ	産後デイケア
高所得階層	15,000円	7,500円
一般所得階層	6,000円	3,000円
低所得階層	600円	300円

[参考(他都市の状況・事業効果など)]

利用料の無償化は、政令市初の取組

子ども若者はぐくみ局

事務事業名		業名	不妊に悩む方への支援の充実		
予	算	額	609,320 千円 (※令和2年度2月補正予算 にも64,000千円を計上)	新規・充実・継続の別	充実
担	当	課	子ども若者未来部 子ども家庭支援課(746-7625)		

[事業実施に至る経過・背景など]

本市では、国に先駆けて、平成15年7月から不妊治療に要した費用に対する一部助成(一般不妊治療費助成)を府市協調で開始したうえで、平成28年の国の制度開始以降は国の補助を取り込みながら、順次制度を拡充し、治療をされる方の不安や悩みに寄り添った支援を行ってきた。

国においては、令和2年12月15日に閣議決定された「全世代型社会保障改革の方針」のなかで、「少子化対策」の一つとして、令和4年度当初からの保険適用を行うとともに、現行の不妊治療費助成について、所得制限の撤廃や助成額の増額等、大幅な拡充を行うことが明記された。

また、本市では、不妊等に関する正しい知識、情報の提供や様々な相談及び不妊等に関する悩みを持つ者同士の交流会(不妊・不育等相談事業)を実施しているが、市独自の調査により、治療への精神的負担が強いことや事業の認知度が低い等の課題が明らかになった。

「事業概要」

不妊に悩む方への支援をより強力に推進するために、以下のとおり事業を充実する。

1 不妊治療費等助成制度(経済面での支援) 国の制度拡充にあわせて、本市においても拡充を実施

(1) 特定不妊治療

10-10-10-10-1				
	拡充前	拡充後		
所得制限	730万円未満(夫婦合算の所得)	<u>なし</u>		
助成額(※)	1回15万円(初回のみ30万円)	1回30万円		
助成回数	生涯で通算6回まで(40歳以上43歳未満は3回)	1子ごと6回まで(40歳以上43歳未満は3回)		
事実婚	法律婚の夫婦が対象	夫婦(事実婚含む)が対象		

※治療ステージがC(凍結胚移植(採卵を伴わないもの))又はF(採卵したが卵が得られない等のため中止)の場合は、拡充前(1回7万5千円)→拡充後(1回10万円)

(2) 不育症検査への助成

	拡充前	拡充後
不育症	保険適用外の検査費用は対象外	保険適用外の検査費用を助成(上限5万円)

2 不妊・不育等相談事業

不妊等に関する悩みを持つ方の精神的ストレスを軽減するため、次の拡充を実施

- (1) <u>就労されている方等への相談にも対応できるようメールによる相談体制を充実</u> 現在,電子メールによる妊娠等の悩みの相談窓口「にんしんホッとナビ」(24時間 受付可能)があるが,不妊に関する悩みの相談が受けやすくなるよう,「にんしんホッとナビ」の広報やホームページを見直し,積極的な活用につなげる。
- (2) インターネット等を活用した事業周知や不妊症に関する啓発活動の推進

子ども若者はぐくみ局

事務事業名		美名	母子家庭等自立支援給付金の拡充		
予	算	額	110,735 千円	新規・充実・継続の別	充実
担	当	課	子ども若者未来部 子ども家庭支援課(746-7625)		

[事業実施に至る経過・背景など]

本市では、ひとり親が就業し、経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、「京都市ひとり親家庭自立促進計画」に基づき、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など総合的な支援を行ってきた。

今回、令和3年度当初予算案において示された国の制度改正に伴い、以下の事業について拡充する。

[事業概要]

1 高等職業訓練促進給付金等事業の拡充

ひとり親家庭の親の就業に結びつきやすい資格(看護師,保育士,調理師等)の取得を 促進し,資格取得に必要な養成機関での修業期間中の生活費の負担軽減を目的に,給付金 を支給する。

(拡充内容)

拡充前	一部養成機関(高等学校の看護師養成課程(5年制)の一貫校と看護 専門学校の定時制課程(4年))を除き、 <u>支給期間の上限が36月</u>
拡充後	以下に該当する場合に、 支給期間の上限を36月から48月に延長 ・ 准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合 ・ 4年以上の課程の履修が必要な養成機関で修業する場合

2 自立支援教育訓練給付金事業の拡充

ひとり親家庭の親の能力向上についての取組を支援するため、指定された教育訓練講座 (介護福祉士、医療事務等)を受講し、修了した場合に、その経費の一部を支給する。 (拡充内容)

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	就業しているために定時制の看護師養成課程で4年の修業が必須の			
拡充前	者を除き, 支給期間の上限が36月			
	以下に該当する場合に, 支給期間の上限を36月から48月に延長			
111- /- ///	・ 准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取			
拡充後	得するために養成機関で修業する場合			
	・ 4年以上の課程の履修が必要な養成機関で修業する場合			

「参考(他都市の状況・事業効果など)]

支給実績(令和2年12月現在)

- 高等職業訓練促進給付金等事業: 72名
- ·自立支援教育訓練給付金事業:32名